

第3回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和4年8月5日（金） 午後3時30分～午後5時45分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員） 杭田委員、齋藤委員、高橋委員、細田委員、丸山委員
（労働者代表委員） 小菅委員、小林委員、佐々木委員、原委員、吉田委員
（使用者代表委員） 菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員
（事務局） 稲原局長、市川労働基準部長、菅原賃金室長、佐々木賃金室長補佐

4 議 事

（1）関係行政機関からの概況説明について

① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について

② 県内の雇用動向及び令和4年3月新規学卒者の初任給の状況等について

（2）令和4年度地域別最低賃金額改定の日安伝達について

（3）主要指標について

（4）岩手県最低賃金と生活保護との乖離について

（5）令和4年賃金改定状況調査結果について

（6）令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果について

（7）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から吉田委員、使用者代表委員から熊谷委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）関係行政機関からの概況説明について

○丸山会長

次の議題に入ります。議題（1）「関係行政機関からの概況説明について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

関係行政機関からの概況説明につきましては、第1回本審で「最近の景況、物価動向及び家計調査等について」、「県内の雇用動向及び新規学卒者

の初任給の状況等について」説明を依頼することが確認されております。

本日は、初めに岩手県ふるさと振興部調査統計課から「最近の景況、物価動向及び家計調査等について」、次に岩手労働局職業安定部職業安定課から「県内の雇用動向及び令和4年3月新規学卒者の初任給の状況等について」説明いただきます。

なお、説明時間は、質疑を含め1行政機関20分程度を目安に考えておりますので、進行にご協力をお願いします。

① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について

別冊主要統計資料C1ア「岩手県の景況、物価動向、家計調査」、C1イ「岩手県の景況」、C1ウ「盛岡市消費者物価指数（令和4年6月分）」により、岩手県ふるさと振興部調査統計課から、岩手県の最近の景況、物価動向、家計調査結果等が説明された。

○丸山会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について質問がありましたらご発言をお願いいたします。

○瀬川委員

資料C1ア5ページの右下の企業倒産件数ですけれども、これは東京商工リサーチの盛岡支店のデータということですか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

はい。

○瀬川委員

それから、倒産件数については分かりましたが、廃業の件数は把握していませんか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

東京商工リサーチさんの「※負債総額1千万円以上の倒産統計」のデータはありますが、それ以外のデータは把握しておりません。

○瀬川委員

わかりました。

○松川委員

説明ありがとうございました。2点お聞きしたいのですが、1点目がC1ア3ページの県内の百貨店というのは何店舗なのかということと、2点目が7ページの、勤労者世帯の1か月間の実収入の盛岡市のサンプル数が何件なのかと、この調査の基になっているものは何なのかということ、以上2点をお聞きしたいと思います。

- 岩手県ふるさと振興部調査統計課
百貨店の数につきましては、データを持ってきておりませんので、後ほど確認して回答したいと思います。
- 7ページ目のところにつきましては、調査対象数ということだったでしょうか。
- 松川委員
はい。
- 岩手県ふるさと振興部調査統計課
盛岡市の調査対象数につきましては、2022年5月時点で51世帯が選定されております。
- 松川委員
何を基に調査をしているのかというのは。
- 岩手県ふるさと振興部調査統計課
家計調査という調査をしておりまして、そちらのデータで作成しております。
- 松川委員
それは岩手県ふるさと振興部がされている調査ですか。
- 岩手県ふるさと振興部調査統計課
国の方の全国的な調査の中で、担当しておりますのがふるさと振興部調査統計課になります。
- 松川委員
全国調査で岩手県の51世帯が該当するということですか。
- 岩手県ふるさと振興部調査統計課
全国調査ですと、ほかに一関市と久慈市の世帯も調査していますが、公表されるデータとしては盛岡市のデータのみとなっております。
- 松川委員
分かりました。
- 斎藤委員
1点だけ教えていただきたいのですが、説明から割愛されたところで恐縮ですが、C1ア12ページのところで、(2)東北6県の比較②の左上の図で、「鉱工業生産は、本県は東北の中でトップの水準」というふうにございまして、この折れ線グラフを見ますと、岩手県が突出しておりますが、その要因がお分かりでしたら教えていただければと思います。
- 岩手県ふるさと振興部調査統計課
中身の比較はしておりませんでしたので、要因等何の業種が岩手県で高くなっているのかという比較したデータを後ほど提供させていただきたい

と思います。

○齋藤委員

ありがとうございます。

○佐々木委員

C1ア5ページ、「企業倒産件数は一桁台で推移」とありますが、2022年になってコロナの影響によって倒産した件数が何件なのか分かりませんか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

コロナ関連の倒産につきましては、2020年は年間通じて6件、2021年は12件、2022年は1月から6月までで7件となっております。

○佐々木委員

ありがとうございます。

倒産した、事業継続ができない理由として、後継者がいなくて倒産してしまったのか等々、理由は分かりませんか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

東京商工リサーチさんの方でお調べになった、販売不振などそういった理由につきましては、今は手元に資料はありませんが、分かるものはあります。

○佐々木委員

ありがとうございます。

○吉田委員

C1ア11ページの(2)東北6県の比較①のところをご説明いただければと思います。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

すべてのグラフについて簡単にご説明させていただきます。

左上が北東北の百貨店・スーパーの販売額(既存店)の前年比となっております。北東北につきましては2021年6月から概ねマイナスで推移しております。最近ですと2022年3月は青森、岩手、秋田すべての県でマイナス、4月は岩手のみマイナス、5月は秋田のみマイナスとなっております。

右上につきましては南東北になります。南東北3県は2021年8月から主にマイナスとなっております。今年の3月～5月につきましては3県ともマイナスになっている状況です。

左下につきましては県別の新設住宅着工戸数の1月～5月の累計のグラフとなっております。着工戸数で比較しますと、宮城、福島、岩手の順となっております。被災3県の水準が高くなっています。

右下が公共工事請負金額の1月～6月の累計になっております。公共工事請負金額につきましては、これまでは福島、宮城、岩手の被災3県の水準が高かったのですが、岩手県では災害復旧工事のピークアウトなどにより請負金額が減少しておりまして、19か月連続で前年水準を下回っているということもあって、被災3県以外の県とほぼ同じ水準となっております。

○丸山会長

ほかにいかがですか。

それでは、どうもありがとうございました。

② 県内の雇用動向及び令和4年3月新規学卒者の初任給の状況等について

別冊主要統計資料C2ア「一般職業紹介状況（令和4年6月分）、C2イ「新規学校卒業者の初任給データ」、C2ウ「職業別新規求人・求職平均賃金」及びC2エ「雇用保険取扱状況」により、岩手労働局職業安定部職業安定課から、岩手県の雇用動向及び令和4年3月新規学卒者の初任給の状況等が説明された。

○丸山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明についてご質問のある方はご発言をお願いします。

○松川委員

ご説明ありがとうございました。

説明されていないところなのですが、C2アの11ページ、企業整備届の受理状況というところで、倒産件数というのはコロナの影響でこれから増えてくると思いますが、11ページの下の離職者の産業別内訳というのが、コロナ前とコロナ禍になってからで、産業別の割合の変遷がどうなっているのか、この資料では宿泊業、飲食サービス業がここで約4分の1を占めていますが、コロナ前の状況を知りたいなと思ひまして、後でもよろしいので、教えていただきたいと思ひます。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

今は元年度の資料を持ち合わせていなかったもので、後で回答します。

○小林委員

C2イの1ページの、新規学校卒業者の初任給データの中で、中段の岩手県の大学卒の女性の初任給だけが突出して男性を上回っているという数字が出ておりまして、次の2ページ、3ページに高校卒業者の主要産業別というデータがありましたが、この大学卒業者の主要産業別が掲載されていないので、その数字が分かれば確認したいなと思ひました。東北も東

京も含めて岩手だけに何かしら特殊な主要産業でもあるのかなと思いました。よろしくをお願いします。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

大卒の産業別の情報が取れるかどうかというのを確認しておりませんでしたので、後ほど確認してお答えしたいと思います。

○吉田委員

資料C 2 ウ以降なのですけれども、1 ページ目が岩手労働局で、次のページから各安定所毎の集計結果なのかということと、項目の中で求職希望賃金というのがありますが、これはどうやって数字を出しているのかという2点についてお伺いします。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

こちらの資料は、各安定所毎に出したものの合計が一番上の岩手労働局のもの、ということになります。

それから、求職希望賃金は、新規に求職登録をしたときにご本人が書かれた希望の賃金と希望職種を基にしておりますので、実際にその後どの職種に就職したのかということとは一致するものではありませんが、そういった数字になります。

○吉田委員

ハローワークさんに行ったときに自分がいくらの賃金で働きたいかということの集計ということですね。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

そのとおりです。

○瀬川委員

C 2 イの初任給データを雇用保険の被保険者取得届より出しているというご説明がありましたが、これを基にC 2 アの、先ほど松川委員がお話した11 ページのような話なのですけれども、例えば廃業届に関して過去3 か年分の廃業件数というのはデータとしてあるのでしょうか。

○岩手労働局職業安定部職業安定課

廃業の件数につきましては、C 2 エ雇用保険の取扱状況という資料をお付けしておりますので、そちらの上の段の左から2 番目の廃止事業所数というのが雇用保険のデータの中で廃止となった事業所の件数になっております。

○瀬川委員

廃止事業所数のところを見ればいいのですね。分かりました。

○丸山会長

ほかによろしいですか。

それではどうもありがとうございました。

(2) 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

○丸山会長

それでは次の議題に入ります。議題(2)「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料No. 1の「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」をご覧ください。

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)は、令和4年6月28日に後藤厚生労働大臣から中央最低賃金審議会長あて諮問が行われ、目安小委員会で5回の審議が重ねられたところではありますが、その金額に関し意見の一致をみるに至りませんでした。中央最低賃金審議会は、目安小委員会の報告を受け、令和4年8月2日に、地方最低賃金審議会における審議に資するため、「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」及び「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をもって地方最低賃金審議会に目安を提示するとともに、中央最低賃金審議会は、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望することを後藤厚生労働大臣に答申したものでございます。

そして、今年度の引上げ額の目安は、A・Bランクが31円、C・Dランクが30円とされており、過去最大となっております。

各ランクの引上げ額の目安については、別紙1の2ページのエにありますように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、②労働者の生計費については、必需的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上」となることを目指していることを踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。一方、③通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者

においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には、罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、A・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足元では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる、とされております。

なお、目安額については、地賃の審議を円滑に進めることができるように、明快で納得できるものを示すべく委員が熟慮し、議論を重ねるなど、尽力して得られた結論であるということにご理解いただきたいということです。また、異例のことですが、地賃審議での参考となるよう、審議の基となったデータも参考資料として添付されたものと聞いております。

岩手地方最低賃金審議会におきましては、十分な審議を尽くしていただき、できれば全会一致での結論となりますよう、事務局として適切な審議会運営を図って参りたいと考えております。よろしく申し上げます。

○丸山会長

それでは、ただ今の説明に関してご質問あるいはご意見等ある方はご発言をお願いします。

○熊谷委員

中賃で出された内容を室長から説明していただいたということで、これ以上の説明はできないのかもしれませんが、念のために質問させていただきます。

中賃の労働者側と使用者側に関しましては、49円とか19円とかいろいろ出ていましたけれども、差を埋められなかったということで、去年のような強行な採決方針にはしないで、公益委員の案をもって目安額にしますよということに関しては両者が認めたものの、その金額自体の算定につ

いての良い悪いということについては納得が得られないが、目安額を出すということに関して了承して、これが出てきたということでもいいのかどうかという確認と、この3.3%の根拠が私はこの資料を見てもまだ分からないのですけれども、もう少し具体的に分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○丸山会長

ただ今の質問について、説明できる範囲でお願いいたします。

○事務局

事務局としましてはこれ以上の情報は持ち合わせておりません。ただ、中央の審議会の公益委員見解に対しては労使合意されてこれが出てきたものだと思います。

それから3.3%の根拠ということですが、こちらについてもこれ以上の情報はございませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、3.0%を基本として、先ほど申し上げた理由がありますが、さまざまなことを考慮し、総合的に判断すれば3.3%というようなことであろうかと思いません。

○丸山会長

この文書以上のことを説明できる材料はないということですね。

○松川委員

別紙1の3ページの「今年4月の持家帰属家賃を除く総合」で3%の根拠が出てきているのですけれども、持家の帰属家賃を除く総合というのは、岩手県ではこの数値が何%なのでしょう。この3%というのは全国平均なのかということをお願いいたします。

○事務局

中賃で出しているものは全国平均ということであろうと思います。この目安の文書の後ろの方に別添で参考資料というものがございしますが、7ページの下の方の4月のところが3.0%となっておりまして、この数字が引用されているということでございます。4月が3.0%、5月が2.9%、6月が2.8%となっています。

○松川委員

今まで中賃なり地方の審議会で「持家帰属家賃を除く総合」という指標を用いられたことはありましたか。3.0%という数字がちょうどここにあったので用いたという感じがしますが、いかがでしょうか。

○事務局

これ以上の情報は持ち合わせておりませんのでご回答はいたしかねます。

○松川委員

この「持家帰属家賃を除く総合」というものをこれまでに用いられた記録はございますか。

○事務局

調べてからのご回答ということになります。

○菊池委員

別紙1の4ページに「地方最低賃金審議会への期待等」という欄がございまして、「地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」と記述がございまして、実は日本商工会議所の中央最賃委員と地方最賃委員の会議がありまして、その中でも話題になりましたが、ここの意味というところで、日本商工会議所側の説明は、目安としてはこのように決めた、今回は特別に議論の基になったデータもきちんと示すということだと話がありました。その上で、地方の実態をとると、我々は岩手の最低賃金ですから、「岩手に当てはめるとどうなんだ」という議論をぜひしてくれと、これは岩手にということではなく、全国の都道府県にやってくれというのが、日本商工会議所の中央最賃委員の話でした。そこで、先ほど説明がありましたけれども、この参考資料になっているものの岩手版を議論のベースにするために欲しいところですが、事務局としては出せませんでしょうか。

○事務局

資料の収集をして、可能であれば準備したいと思います。全部が揃うかどうかは分かりませんが、まずは準備を進めたいと思います。

○丸山会長

先ほどのご質問でもあったところですね。例えば持家帰属家賃を除く総合3.0というのは全国なのだけれども、これを岩手に当てはめた場合にどうなのか、出せるものは出してほしいという要望と受け止めてよろしいですか。

○菊池委員

はい。ぜひよろしくお願ひします。

議論のポイントとなるところは特にデータが欲しいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○丸山会長

それでは事務局の方で検討していただいて、出せるものは出していただくということでお願ひします。

○熊谷委員

菊池委員からも今出たので併せて言うと、賃金改定状況調査結果の第4

表③は今までない資料ですよ。今回はある意味分からないでもないですけども、今まで使用者側は賃金改定状況調査結果第4表を考え方の基本にしているところで、前年と今年の6月に在籍していた労働者のみが対象というデータが新たに出ていたものですから、これはもっと難しいのかもしれないと思いますが、もし岩手版が出せるのであればお願いしたいと思います。

また、なぜこの資料が急に出てきたのかということも、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○事務局

岩手版については、可能な範囲で準備したいと思います。

第4表③の資料につきましては追加資料ということで、目安小委員会に出されておりますが、委員の要望により追加で配付されたものと聞いております。

○丸山会長

岩手版が出せるかということについては可能な範囲でということになります。ほかにいかがでしょうか。

○藤田委員

今までの議論を聞いておきますと、公益委員見解がこのように出されたということで、書いていること以上の情報はありませぬということでありませぬ。一方で、私どもの方から先ほど指摘した内容では、とても納得できるような数字の根拠やそれを採用した理由が分からないというようなこの見解を基に出された目安額というのは、とても納得できるような金額ではありません。根拠のない数字ではないかと思われませぬ。公益委員見解の中で、地方審議会に期待するのは「地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」ということですよ。その前には、「地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」とも断言してございませぬ。確認したいのは、今申し上げたような中身から、この審議会でもまず一つは、公益委員見解でもあるように、地方審議会での議論を期待するということであって、私どもはこの見解なるものを一定の受止めはあるものの、審議会としてはきちんと自主性を持って審議するというのでいいのですよという改めての確認が1点ですよ。

それからもう一つですよ、発効日については、スケジュールありきではなく、きちんと議論した中での結果としての発効日という理解でよろしいのですよというのが2点目ですよ。

3点目は、あくまでもこの審議会は最低賃金法に基づくもの、いわゆる賃金の低い労働者の方のセーフティーネットだということよ、賃金の引上げであるとか消費拡大云々というような政策を目的とするものではないと

いうのは明らかであると思いますが、その点についてもこの場で確認したいと思います。

○丸山会長

原理原則ということだと思いますので、3点についてお願いします。

○事務局

まず、最低賃金のご審議、それから発効日のご審議につきましては、地方審議会でご審議いただいて結論を出していただくものというふうに認識しております。

それから政策との関係につきましては最低賃金とはまた別の話だと思います。

○丸山会長

よろしいですね。私もその認識は同じです。

ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員

目安に関する公益委員見解の分量が昨年と比較してかなり多い、かなり審議されたのではないかと個人的にはそういう気がしています。去年と審議の内容、目安の出し方について違いがあれば教えていただきたいということと、今回最低賃金法第9条第2項の三要素にそれぞれ分けて審議し、それぞれ根拠付けているという部分を感じられ、三要素の部分に特化しての議論が進められたのかなと思っているのですが、昨年の審議の中身との違いがその辺にあるのかなという推測があるのですが、何か事務局側で見解はあるのでしょうか。

○事務局

先ほども申し上げましたとおり、私どもの方で持ち合わせている情報というのはありませんが、まず、昨年度の中央の審議会というのは異例の採決となったということをございまして、今年度については、いわばしっかりと議論をして結論を出すということをございしました。先般出されました、新しい資本主義実現会議などでもありますけれども、「最低賃金について、官民協力して引上げの環境整備を図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会において、しっかりと議論をしていただきたい。」という岸田内閣総理大臣の発言もございますし、経済財政運営と改革の基本方針2022では「最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりと議論する。」とされておりますので、それらが反映されているのではないかと考えております。

○丸山会長

それでは、ほかにいかがですか。

○瀬川委員

2点ほどあります。

まずは中央最低賃金審議会の公益委員の答申、目安額の通知に関しては、ほかの委員さん方もおっしゃっているとおりなのですが、やはり去年の審議会の反省も含めてきちっとデータを基に客観的な議論をきちっと労使がするということが必要だということを思っておりますので、今日出た質問に関しては本省に確認して、専門部会の方に報告をぜひお願いしたいというのが1点です。

それから2点目として、前々からお話ししていた、中小企業の付加価値額、それから自己資本比率の資料のお話でございますが、付加価値額は統計資料に盛り込んでいただいたということで、大変お手数おかけしました。ありがとうございました。ぜひそういったところも参考にさせていただきたいなと思います。ただ、自己資本比率の推移に関しましては、実は前回の本審の時に、帝国データバンクの見積書を事務局の方にお渡ししていたのですが、そのデータについて、今回は採用していただけなかったのかなと思いますけれども、いずれデータについての確保といいますか、取り方についてはもう少し考えるとしても、中小企業の抱えている支払能力の部分がある程度分かる資料を工夫していただけないかなというお願いです。

○丸山会長

2点とも要望ということですが、よろしいですか。現在回答を持ち合わせていないということですがけれども、ここで出た質問なりについて本省に伝えていただいて、もし新しい情報等あれば専門部会の方に示していただきたいということですね。

それから、特に中小企業の支払能力についてさらに分かるような資料があれば出してほしいということですね。よろしいですね。

○事務局

はい。

○佐々木委員

先ほどの別紙1の2ページのウの通常事業の賃金支払能力というところで、「一方、通常の仕事の賃金支払能力については、一部の産業や企業ではなく全産業や企業全体の賃金支払能力を指すと解される」というところはしっかりと重視していただきたいということです。

また、政府の方でも以前にその部分を福島みずほ議員が確認した時に、しっかりとそこもお示ししているところがございますので、そういうとこ

ろもしっかりと見た中で、個々の企業の支払能力ではなく、審議の中では全体の産業の支払能力という部分でしっかりと議論していただければありがたいと思っております。

○丸山会長

これは瀬川委員、よろしいですね。原則は原則ですので。

○瀬川委員

はい。ただ、先ほど藤田委員が申し上げましたとおり、制度そのものはあくまでもセーフティーネットであり、その部分をきちっとご理解いただきたいと思います。これも原則ですので。

○丸山会長

はい。資料としてあるものはあった方がいいかと思っておりますので、それをもって特定の企業の支払能力だけで結論を出すということではないということは、当然瀬川委員、使用者側委員を含めて共通了解だと思っております。よろしいですね。

○菊池委員

別紙1の3ページに、政府に対する要望というものがございます。下の方に、「賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり」と記載されていますが、そのとおりだと思います。私どもも、賃上げをして消費を喚起して物価も上がる、どんどん良くなっていくというのが望ましいと思っております。ですから必要な賃上げは必要だと思います。そこで、先ほどご紹介がありました政府の総理大臣の見解ですが、三要素の中でどうしても賃金支払能力の話が問題になるわけですね。今年の中央最低賃金審議会の今までとの違いは、骨太の方針内容を定める経済財政諮問会議には使用者側が入っていなかったのですが、今回は新しい資本主義実現会議と合同になったので、そこで使用者側も入りました。具体的に言うと日本商工会議所三村会頭が入りまして、きちっと三要素で議論しましょうねという話になりましたので、賃上げしやすい環境整備の必要性、実際にどうやったら賃上げしやすいかという話に議論が進むべきだと会議所側は考えております。そこで、ここからは内部会議での話になりますが、実際に様々な環境整備の施策を国が打ち出すとして、引続き政府に要望するわけですがけれども、それが全部に当てはまるものではない、要するに悪い言葉で言うと、空手形を切ったから賃上げをオクケーしてねというような材料には使ってほしくない。これが日本商工会議所の三村会頭の発言でありました。ですから、政府に要望するというならば、厚生労働省としてきちんと要望して、厚生労働省も政府ですから、こういうことをやるから、皆さん方が賃上げする環境ができる、だから〇〇円上げます、というよう

な議論をきちんとするというのであれば乗りましょうというのが今年の政府方針を決める段階での経営者側委員の参画の真意でありますので、そこらへんをぜひお含みおきいただいて、議論の中でこれはとても払えないとなった場合には、払えるだけの環境整備ということになりますから、そこは絶対に譲れないところですので、そこを一つ事務局としてお含みおきください。よろしく申し上げます。

○丸山会長

要望、要請ですね。よろしいですね。

○事務局

はい。

○吉田委員

前回の審議会でも要望をリクエストさせていただいたのですが、何度も言っているとおり、本審議会は最低賃金法に基づいて審議をするというのが大原則ですので、そこをぜひしっかりと確認して審議に臨みたいと思っています。特に毎年配付されている最低賃金決定要覧には最低賃金法の条文が載っていきまして、しっかりと審議に入る前に確認しなくてはならないと思っております。中央最低賃金審議会の方でもあったとおり、第9条の第2項の三要素に基づいて議論するんですよと、そうでないと議論があっちに行ったりこっちに行ったりしてしまうのではないかと非常に危惧しているところです。資料も本日お付けいただいておりますが、しっかりと法律で決められた三要素の基本に則って、そこからしっかりと議論をスタートしていきたいというのが労働者側としての強い要望です。

○丸山会長

前回の要望を受けての資料提供については後程取り扱います。よろしいですね。今のも当然の原則だと思いますので。

(3) 主要指標について、(4) 岩手県最低賃金と生活保護との乖離について

○丸山会長

それでは次の議題に入ります。「主要指標について」と「岩手県最低賃金と生活保護との乖離について」の二点を事務局から一括でご説明をお願いします。

○事務局

議題(3)「主要指標について」及び(4)「岩手県最低賃金と生活保護との乖離について」を説明いたします。別冊主要統計資料及び別冊主要統計資料A-4「岩手の最低賃金と生活保護の比較」をご覧ください。

まず、主要指標につきましては、昨年度同様、「別冊主要統計資料」と

して取りまとめ各委員に配付させていただいております。

主要統計資料目次をご覧ください。この別冊統計資料の構成は、A B C に区分されておりますが、Aは基本的に行政機関などが発表した既存の資料を岩手労働局が収集したもの及び岩手労働局が作成した資料で構成されております。

A-1は岩手県の経済指標ということですが、最低賃金法第9条第2項の「通常の事業の賃金支払能力」に関連するものとして、経済状況等の資料で構成されております。

A-2は岩手県の賃金水準として、法第9条第2項の「賃金」、A-3は岩手県の生計費として、法第9条第2項の「労働者の生計費」ということで、法第9条第2項の三要素の判断資料を収集して編綴しております。

A-4からA-10は先ほど申し上げたとおり岩手労働局が作成した各種資料となっております。

Bの項目は中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配付された資料です。

それから、Cの項目については先ほど各行政機関からご説明いただいた資料を添付したということです。

今年度、新たに追加した資料についてですが、使用者代表委員から付加価値額の資料の要望がありましたので、A-1スの経済産業省の工業統計表を追加しております。これには出荷額、付加価値額等が記載されています。自己資本比率の資料の要望もありましたが、既存の資料では準備することができませんでしたので、今後も対応を検討してまいります。また、労働者代表委員から短時間労働者の賃金の資料の要望がありましたので、A-2ケの賃金構造基本統計調査短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額等の資料を追加しています。

そして、A-10業務改善助成金取扱状況を追加しています。

また、今後発表される最新の資料につきましては、追加配付したいと考えております。

一方で、審議会運営上の了解事項として「効率化の観点から、資料をスリム化する試みを継続すること。」がございます。丁寧な審議が最優先されることは当然のことでありまして、審議を進めるに当たって必要な資料等があれば事務局にお申し付けくださるのは当然のことですが、資料のスリム化・集約化の試みは、審議運営の効率化・業務の軽減にも繋がるものと考えております。別冊主要統計資料に限った話ではございませんが、事務局としてはこちらの方にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、可能な範囲でのご配慮をお願いします。

次に「岩手県最低賃金と生活保護との乖離について」です。別冊主要統計資料A—4「岩手の最低賃金と生活保護の比較」をご覧ください。

令和2年度の岩手県最低賃金と生活保護との比較ということになります。検証しましたところ、岩手県最低賃金793円に対し、生活保護は656円で、時間額で137円岩手県最低賃金の方が高いという状況になっています。

資料の裏面をご覧ください。これまでの経過が一覧となっております。岩手県最低賃金と生活保護の乖離額は年々大きくなっている状況となっております。

○丸山会長

ただ今の事務局の説明についてご質問等があればお願いします。
(質問、意見等はなかった。)

(5) 令和4年度賃金改定状況調査結果について、(6) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果について

○丸山会長

(5) 「令和4年度賃金改定状況調査結果について」、(6) 「令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

(5) 「令和4年度賃金改定状況調査結果について」及び(6) 「令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果について」をご説明します。別冊主要統計資料B—4ア・B—4ケ「令和4年賃金改定状況調査結果」及びA—5「令和4年最低賃金に関する基礎調査結果」をご覧ください。

一つ目の改定状況調査については、中央最低賃金審議会目安審議に使用されるもので、昨年6月の賃金と今年6月の賃金の調査をし、改定の状況を調べるものです。改定状況調査の結果については、別冊主要統計資料B—4アとB—4ケに記載されております。中央最低賃金審議会目安小委員会で配付された資料となっております。資料の改定状況調査結果について、3. 調査事業所の記載のとおり、調査事業所は常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から抽出、選定しております。

二つ目の基礎調査は、地方の最低賃金審議会での金額審議で使用されるもので、今年6月分の賃金を調査するものです。別冊主要統計資料のA—5「令和4年最低賃金に関する基礎調査結果」をご覧ください。2. 調査対象となっております事業所は記載のとおりです。(1) として岩手県最

低賃金と特定（産業別）最低賃金とでは、別々の調査対象事業所を選定しております。（２）製造業及び情報通信業のうち新聞業及び出版業については、常用労働者数が100人未満を雇用している事業所で、（３）卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）については常用労働者30人未満を雇用している事業所となっております。

この調査はいずれも残業や休日出勤などの変動があるものは含まれておりません。

それでは、改定状況調査の結果をご覧ください。B-4アとB-4ケになります。まず、第1表「賃金改定実施状況別事業所割合」をご覧ください。左側にランクが記載されていますが、岩手県はDランクとなっております。第2表は「事業所の平均賃金改定率」です。第3表は「賃金引上げ率の分布の特性値」となっております。第4表の①は賃金の上昇率を男女別に載せているものです。左側の産業計で、1時間当たりの賃金額は男女計のDランクでは令和3年6月が1,202円で、令和4年6月では1,225円、賃金上昇率は1.9%で、昨年の0.3%に比べて1.6ポイント高くなっております。これらをA～Cランクで見ますと、いずれのランクも昨年より上昇率が高くなっており、ランク計では1.5%と、昨年より1.1ポイント高いという結果となっております。このランク計の賃金上昇率1.5%は、先ほど室長から説明したとおり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降の最大値となっております。第4表の②は、一般労働者とパートタイム労働者を別々に載せているものです。1時間当たりの賃金額は、中段の一般の産業計で、Dランクは令和3年6月が1,324円で、令和4年6月では1,351円となっており、賃金上昇率は2.0%となっております。昨年は0.5%なので1.5ポイント高くなっております。パートの産業計ではDランクは令和3年6月が974円で、令和4年6月では989円となっており、賃金上昇率は1.5%と、昨年はマイナス0.2%でしたので、1.7ポイント高いという結果です。

別冊主要統計資料のB-4ケにある第4表③、これは令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計表となっております。産業計のDランクでは2.4%と、昨年の1.2%から1.2ポイント高く2倍となっております。ランク計では2.1%と昨年の1.1%から1.0ポイント高く、約2倍という数字となっております。

次に別冊主要統計資料のA-5の基礎調査結果をご覧ください。調査の

概要につきましては1枚目の表面に書いておりますが、930事業所、8,741名の労働者のデータを基に岩手としては統計を取っております。1枚目の裏面ですが、岩手県を県北、県央、県南及び沿岸の4地域に分けて統計をとっております。資料の2枚目から5枚目までは総括表となっております。調査結果がそこに載せられております。調査結果につきましては復元処理をしております。調査で確認したサンプル労働者数を母集団労働者数に復元して集計しています。これは他の統計踏査でも同様のことを行っております。岩手県最低賃金を「県最賃」と表現させていただいて、2枚目から順に県最賃適用業種、3枚目が県最賃適用製造業、4枚目が県最賃適用卸売・小売業、5枚目が県最賃適用サービス業と、4つの総括表が載っております。2枚目の県最賃適用業種でご説明しますと、今年の基本調査の結果、最低賃金である821円の欄に緑色のマーカーをつけております。821円の未満率は、1つ上の820円の行を見ていただければ、1.5%となっております、これが未満率となります。次に影響率についてですが、仮に目安額として示されました30円をプラスした場合を例に挙げますと、851円となりますのでその未満率(=影響率)は850円の欄を見ていただきたいと思います。850円の行を見ると、20.5%に影響があるという結果となります。6枚目は「年別基礎調査特性値と最低賃金額の推移」を示しております。これは県最賃適用業種の総括表の下段の数値を転記しているものです。中位数や第1・4分位数などの説明については机上配付しております、「賃金分布の特性値」に記載のとおりですので、そちらで確認していただければと思います。6枚目の裏面は「業種別・年別基礎調査特性値」を示しております。製造業、卸売・小売業、サービス業の業種分類毎の各特性値を載せております。

○丸山会長

ただ今の説明に対してご質問等のある方はご発言をお願いします。
(質問、意見等はなかった。)

(7) その他

○丸山会長

議題(7)「その他」です。事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

4点ほどございます。

まず1点目ですが、岩手県最低賃金専門部会委員の任命についてです。資料No. 2をご覧ください。岩手県最低賃金専門部会委員任命につきまして

は、7月1日の第2回本審で岩手県最低賃金の改正諮問を行ったあと、5日付けで専門部会委員の推薦公示を行い、7月19日に推薦を締め切りました。労働者側から4名、使用側から3名の推薦があり、局内で選考させていただきまして、去る7月25日に任命し、通知させていただいております。任命させていただいた専門部会委員につきましてはこの名簿をもってご報告させていただきます。

次に2点目です。今後の審議日程の変更についてです。日程の変更につきましては一部既に通知しているところですが、改めてご案内します。机上配付資料の「令和4年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）日程調整後修正案R4.8.5現在」をご覧ください。本日以降の開催日で言いますと、第1回専門部会は8月8日（月）、第2回専門部会は8月19日（金）、第3回専門部会は8月22日（月）、第4回本審は8月23日（火）に当初案の日程を変更して開催いたします。ただし、8月23日（火）に第4回専門部会を開催する必要のある場合は8月24日（水）に第4回本審を開催いたします。8月23日（火）に第4回本審を開催し、答申した場合は9月7日（水）が異議申出締切となり、9月8日（木）午前10時に第5回本審を開催いたします。なお、8月24日（水）に第4回本審を開催し、答申した場合は、同様に9月8日（木）が異議申出締切となりまして、9月9日（金）午前10時に第5回本審を開催いたします。

地域別最低賃金の発効日につきましては、8月23日（火）に本審を開催した場合は10月20日（木）に発効、8月24日（水）に本審を開催した場合は10月21日（金）に発効となる予定です。

なお、第1回特別小委員会を9月5日（月）午前10時に、第2回特別小委員会を9月7日（水）午前10時に開催したいと思っておりますので、この場で提案させていただきますので、ご審議をお願いしたいと思います。

3点目は岩手県最低賃金改正決定の答申予定に係るプレスリリースについてです。審議日程では8月23日（火）、もしくは24日（水）に予定されている第4回本審で岩手県最低賃金改正決定の答申予定となっておりますので、予定であることを付記したうえで、プレスリリースさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4点目は最低賃金法第9条の解説についてです。机上配付資料の「最低賃金法の解説（抜粋）」をご覧ください。7月1日に開催した第2回本審において、法第9条第2項の「労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」の三要素について、資料の提供依頼がありましたので、配付した資料となります。46ページの漢数字の四、五、六に記載がございますのでご確認をお願いします。

○丸山会長

4点ありましたので、1点ごとに確認していきますが、1点目の専門部会委員の任命について、名簿がありますが、これはよろしいですね。名簿をご確認ください。

2点目が審議日程の変更についてということで、新しい審議日程が示されています。もちろん現状での案ということですので、進行状況によって変更の可能性はあるということですが、この予定で進めるということによろしいでしょうか。

3点目は、プレスリリースについてですが8月23日、もしくは24日ということですが、これもよろしいですね。

4点目は、先ほども少し話題になりましたけれども、「労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」とは何を指すか、の説明が載っておる資料が配付されております。これもよろしいでしょうか。

○藤田委員

「最低賃金法の詳解」について、労働調査会出版局編者とありますが、最低賃金法を解説している書籍というのはこの本がいわゆるスタンダードなのでしょうか。また、その労働調査会出版局というのはどういうところなのか教えていただきたいです。誰が書いていらっしゃるのかということです。

○事務局

正確なことを申し上げなければならないと思いますので、しっかり把握してからご回答したいと思います。

○丸山会長

この解説がスタンダードなものであるということを確認したいという趣旨ですね。

○藤田委員

そのとおりです。

○事務局

スタンダードなものではありません。

○丸山会長

念のため、どういうところが出したものなのかを確認したいということです。

○吉田委員

最低賃金法の資料を提出いただいて大変ありがとうございます。ここで強調したいのが、資料No.1別紙1の中央の審議会の中段あたりにあります、三要素に偏ることなく総合的に判断するとされていまして、

1つだけ摘まみ上げて審議をすると、偏った結果になってしまうということを含めてここにも書かれているとおり、3つの要素を総合的に勘案して議論をしていきたいという内容でありますので、この場で確認をさせていただくとともに、具体的な審議に入っていくに当たりデータを含めて総合的な判断をしたいということを労働者側としては強調したいと思います。

○丸山会長

よろしいですね。

事務局の方で、ほかに何かありますか。

○事務局

第2回岩手地方最低賃金審議会以降、最低賃金に関する署名、要請等が提出されておりますので、ご報告させていただきます。

資料No. 3の「2022年度 岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について」をご覧ください。令和4年7月14日、日本労働組合総連合会岩手県連合会会長及び労働局長から岩手労働局長及び岩手地方最低賃金審議会会長あてに「2022年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議」が1,016筆提出されておりますので、決議要旨を読み上げて報告させていただきます。

次に、資料No. 4「岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書」をご覧ください。

令和4年7月22日、岩手県労働組合連合会議長から、岩手地方最低賃金審議会会長あてに「岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書」が提出されております。意見要旨を読み上げて報告させていただきます。

次に、資料No. 5「岩手地方最低賃金改正審議にあたっての意見書」をご覧ください。

令和4年7月22日、岩手県地域労働組合執行委員長から、岩手地方最低賃金審議会会長あてに「岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書」が提出されております。意見要旨を読み上げて報告させていただきます。

次に、資料No. 6「岩手地方最低賃金改正審議にあたっての意見書」をご覧ください。

令和4年7月22日、いわて生協労働組合執行委員長から、岩手地方最低賃金審議会会長あてに「岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書」が提出されております。意見要旨を読み上げて報告させていただきます。

次に、資料No. 7「岩手地方最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名」をご覧ください。

令和4年7月25日及び8月4日、岩手県労働組合連合会から、岩手地方最低賃金審議会会長、厚生労働大臣及び中央最低賃金審議会会長あてに「岩手地方最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名」が1,888筆提出されております。請願要旨を読み上げて報告させていただきます。

次に、資料No. 8「岩手県最低賃金の改定に当たっての意見提出について」をご覧ください。

令和4年8月2日、一般社団法人岩手県タクシー協会会長及び労務委員長から、岩手地方最低賃金審議会会長あてに「岩手県最低賃金の改定に当たっての意見提出について」が提出されております。意見要旨を読み上げて報告させていただきます。

(事務局から、資料No. 3の「2022年度 岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について」から資料No. 8「岩手県最低賃金の改定に当たっての意見提出について」までの順に、要請要旨が読み上げられた。)

○事務局

次に、去る6月20日(月)に行いました岩手地方最低賃金審議会委員による実地視察の概要につきまして、ペーパーにまとめましたので、資料No. 9「令和4年度岩手地方最低賃金審議会委員実地視察の概要」として提出させていただきました。これにつきましては、個別企業の内部情報が記載されておりますので、審議会委員限りの資料とさせていただきます。なお、視察の概要は、第1回岩手県最低賃金専門部会で説明したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、資料No. 10「関係労使参考人からの意見書」につきましても、企業の内部情報等が記載されておりますので、審議会委員限りの資料とさせていただきます。意見聴取は第1回岩手県最低賃金専門部会で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○丸山会長

それではここまでの事務局の説明に関してご発言のある方はお願いします。

(質問、意見等はなかった。)

何もなければこれで議事を終了します。